第三十条の十三第二項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十三第三項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十四中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十五の見出し中「本人確認情報等」を「本人確認情報」に改め、同条第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

第三十条の十五第二項及び第三項を次のように改める。

2　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一　都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二　都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3　機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

第三十条の十五第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十条の二十五第二項中「第三十条の十五第五項」を「第三十条の十五第三項若しくは第四項」に改める。

第三十条の三十七第一項中「その他の市町村の執行機関」及び「又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」を削り、同条第二項中「その他の都道府県の執行機関」及び「又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」を削り、同条第四項を削る。

第三十条の三十八第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」を「市町村長」に、「その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」を「又は機構」に改める。

第四章の二第五節の節名を削り、第三十条の四十一から第三十条の四十四までを次のように改める。

第三十条の四十一から第三十条の四十四まで　削除

第四十六条第二号中「第二十条」を「又は第二十条」に改め、「を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付」を削る。

別表第一中「第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係」を「第三十条の三十関係」に改める。

別表第一の一の項を次のように改める。

一　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に規定する支援法人	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」の下に「第五十三条第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の項の次に次のように加える。

四十一の二　国税庁	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一の三　国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十二の項中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削り、同表の四十四の項の次に次のように加える。

四十四の二　国税庁	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十七の項の次に次のように加える。

四十七の二　国税庁	地方税法による同法附則第九条の四第一項の譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の三　文部科学省	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による同法第二条第四項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の四　独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の五　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第百四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の六　文部科学省	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による同法第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十八の項中「第二十条第二項」を「第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項」に改め、同表の五十七の三の項の次に次のように加える。

五十七の四　厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの